

自施設交付割合に応じた

コンタクトレンズ検査料の見直し

骨子【IV-6(3)】

第1 基本的な考え方

コンタクトレンズを交付している眼科医療機関において、患者の自由な選択を担保するための取組を促す。

第2 具体的な内容

コンタクトレンズ検査料を算定している保険医療機関において、院内交付の割合等によって検査料の評価に差を設ける。

現 行		改定案	
コンタクトレンズ検査料 1	200 点	コンタクトレンズ検査料 1	200 点
		コンタクトレンズ検査料 2	
			180 点(新)
コンタクトレンズ検査料 2	56 点	コンタクトレンズ検査料 3	56 点
		コンタクトレンズ検査料 4	
			50 点(新)

[施設基準]

コンタクトレンズ検査料 1

現行のコンタクトレンズ検査料 1 の施設基準に加え、(※)に該当すること。

※ 入院病床を有さない保険医療機関にあつては、コンタクトレンズ検査料を算定した患者数が年間 10,000 人未満、又は、コンタクトレンズの自施設（併設のコンタクトレンズ販売所等を除く。以下同じ。）における交付率（次

により算出した値とする) が 95%未満であること。

① コンタクトレンズ検査料を算定した患者数のうち、コンタクトレンズを自施設において交付した患者数

② コンタクトレンズ検査料を算定した患者数のうち、医師がコンタクトレンズ装用の必要性を判断し、自施設において交付しなかった患者数

$$\text{①} / (\text{①} + \text{②}) \times 100$$

コンタクトレンズ検査料 2

現行のコンタクトレンズ検査料 1 の施設基準に該当するが、(※) に該当しないこと

コンタクトレンズ検査料 3

現行のコンタクトレンズ検査料 1 の施設基準に該当しない保険医療機関であって、(※) に該当すること

コンタクトレンズ検査料 4

コンタクトレンズ検査料 1、2 又は 3 のいずれにも該当しない保険医療機関であること

[経過措置]

平成 29 年 4 月 1 日より適用することとする。